

住民基本台帳事務に関する特定個人情報保護評価書について  
寄せられたご意見と本市の考え方

1 意見の募集期間

令和2年10月26日（月）～令和2年11月25日（水）

2 公表場所

(1) 市役所等での配布

ア 市民文化局地域振興部戸籍住民課（本庁舎2階）

イ 市政刊行物コーナー（本庁舎2階）

ウ 各区役所総務企画課（広聴係）

エ 各まちづくりセンター

(2) 札幌市公式ホームページによる公開

[http://www.city.sapporo.jp/shimin/koseki/mynumber/pia\\_iken.html](http://www.city.sapporo.jp/shimin/koseki/mynumber/pia_iken.html)

3 意見の受付方法

(1) 郵送

(2) 持参

(3) F A X

(4) 電子メール

4 意見数等

(1) 提出者数

1名

(2) 意見の受付方法

電子メール

(3) 意見総数

4件

5 意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

別添のとおり

ご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方（住民基本台帳事務）

（令和2年10月26日～令和2年11月25日意見募集実施）

※ご意見は、原文を簡略化したり、類似意見をまとめたりしています。

No.	寄せられたご意見	札幌市の考え方
1	個人番号を含む個人情報を取り扱うのは人間であるから、人為的エラーは防げない。また、システムへの不正アクセスも懸念される。	個人情報の取扱いについては、様々なリスクが想定されますが、法律によりすべての自治体で対応が義務付けられていることから、特定個人情報保護評価書に記載する様々なセキュリティ対策を講じることで、安全に運用を行えるよう努めてまいります。
2	2021年3月から健康保険証をマイナンバーカードに搭載し、個人情報を紐づければ、情報漏えいの危険性がさらに高まる。	オンライン資格において、加入者の資格情報とマイナンバーを直接紐づけることはせず、マイナンバーカードの電子証明書を読み取り、オンライン資格確認等システムから加入者の資格情報を確認するため、仮にマイナンバーカードを紛失したとしても即座に本人の健康保険資格情報が流出することはありません。 また、システム間の資格情報の連携も、インターネットとは接続していない専用の回線で行うため、情報が漏えいしにくい仕組みになっております。
3	健康保険証をマイナンバーカードに搭載することやQRコード付き交付申請書を送付することは、マイナンバーカードを取得することを市民に強制するものではないか。	現行の健康保険証を利用することも可能ですし、QRコード付き交付申請書の送付についても、あくまでマイナンバーカード取得の機会を提供するものにすぎません。そのため、マイナンバーカードの取得を強制するものではないかと考えています。
4	今後は個人番号を含む個人情報が国に一元管理されることになるのではないか。	国や地方公共団体等の機関は、特定の事務を行う際、情報提供ネットワークシステムを用いて相互に情報連携を行っておりますが、それぞれの機関が保有する個人情報について、当該事務を行うのに必要な情報のみを提供・取得しておりますので、特定の機関に情報が一元化されるものではないかと考えています。